

水道メーター取替工事特記仕様書

京丹波町水道課

1 総 則

本工事は、本仕様書に基づき施工するものとする。

2 標示板の設置

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事目的」については、以下によるものとする。

工事内容：水道メーターの取替をしています。

工事種別：水道工事

(表示板の記載例)

[工事表示板]



記載例によりがたい場合は、監督員と協議すること。

3 取替対象メーター

水道課が指示したメーターとする。

4 使用メーター

水道課が支給するメーターを使用する。

5 施工時期

検針に支障をきたさないように水道課と十分連絡をとり施工すること。

- (1) 毎月20日～月末日の間に検針が行われます。(この間は施工できません。)
- (2) 交換は検針終了後から翌15日までの間を施工可能時期とする。
- (3) 報告期限は毎月16日とする。(休日の場合は、水道課と協議する)

6 メーター取替の施工方法及び注意事項

- (1) 水道メーターに、落下等衝撃を与えないように注意すること。
- (2) 交換作業前に工事目的、断水等について了解のうえ施工する。
- (3) メーター交換は、交換一覧表と所在地、使用者氏名、メーター番号等必ず確認すること。
- (4) 逆付けメーターが絶対無いようメーター刻印矢印を確認し、水平に設置すること。
- (5) メーターパッキンは支給されるパッキンを使用すること。
- (6) メーター交換のメーターは番号順に交換すること。
- (7) 交換作業前に漏水の有無を確認し、漏水がある場合は使用者の確認を受けてから交換すること。
- (8) 通水後必ず止水栓、1次側及び2次側のメーター周りの漏水有無を確認し完了すること。
- (9) 交換作業前に止水栓が閉まっている場合は、通水確認後止水栓を閉めておくこと。
- (10) 新メーター取り付け後、漏水の有無及び取り付け方向の正誤を確認すること。
- (11) 止水栓が不良の場合は水道課支給の止水栓と交換すること。

7 使用者への連絡

店、商業施設、公共施設等断水に制限がある場合は、使用者と日程調整をすること。

メーター交換が終了した時は、「水道メーター取替のお知らせ」により使用者に通知すること。

8 報 告

「メーター交換一覧表」、「水道メーター取替のお知らせ」及び施工写真を水道課に提出すること。

9 瑕疵

- (1) メーターの紛失、破損した場合、施工者はこれを弁償しなければならない。
- (2) 取替作業により給水施設に漏水が生じた場合や逆取付、その他故障が生じた場合は、施工者の責任でこれを処理すること。ただし、瑕疵期間は1年とする。

10 その他

- (1) 施工可能時期以外に交換を行わないこと。
- (2) 取替作業が困難な場合は、水道課と協議すること。
- (3) 止水栓交換が2箇所以上ある場合は、変更設計の対象とする。
- (4) 疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。